

平成30年度

定期監査報告書

益田市監査委員

## 目 次

第1 監査の種類	.....1頁
第2 監査の範囲	.....1頁
第3 監査の期間	.....1頁
第4 監査の方法	.....1頁
1 対象課等から提出のあった監査資料	.....2頁
2 説明を聴取した事務・事業等	.....2頁
第5 監査の要点（監査重点項目）	.....2頁
1 平成30年度一般会計予算執行状況	.....2頁
2 平成29年度一般会計補助事業に関する事務	.....2頁
第6 監査の結果	.....3頁
1 平成30年度一般会計予算執行状況	.....3頁
2 平成29年度一般会計補助事業に関する事務	.....9頁

(注解)

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は、該当数値のないものである。

「－」は、該当数値のないものである。

# 定期監査報告書

益田市監査委員 長 戸 保 明

益田市監査委員 林 卓 雄

## 第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

## 第2 監査の範囲

### 1 対象事務事業

- (1) 平成30年度一般会計で、次項の対象課等が所管する平成30年4月1日から同年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用）に関する事務
- (2) 平成29年度一般会計で、次項の対象課等が所管する歳出科目 第19節「負担金、補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

### 2 対象課等

以下の課等を対象とした。

部名等	課・室名等	課等の数
教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、文化財課	4 課
政策企画局	五輪キャンプ誘致推進課	1 課
消防	益田市消防団本部	1 課
出納室	出納室	1 課
行政委員会	選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査・公平委員会事務局	3 課
計		10 課

## 第3 監査の期間

平成31年1月18日（金）から 同年2月18日（月）まで

## 第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象課等に対し以下の表に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、書面監査に基づいて、特に説明聴取を要すると監査委員が判断した課等より説明を聴取し、第2の1（2）の補助事業に関する事務のうち監査委員の指定するものについて

は、交付事務に係る書類等の提示を求め、詳細について確認及び聴取を行った。

## 1 対象課等から提出のあった監査資料

部名等	課・室名等	監査の対象部課等から提出のあった監査資料			
		歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	補助金に関する事務
教育委員会	教育総務課	○	○	○	○
	学校教育課	○	○	○	○
	社会教育課	○	○	○	○
	文化財課	○	○	○	○
政策企画局	五輪キャンプ誘致推進課	○	○	○	○
消防	益田市消防団本部	○	○	○	○
出納室	出納室	○	○	○	
行政委員会	選挙管理委員会事務局	○	○		
	農業委員会事務局	○	○	○	
	監査・公平委員会事務局		○	○	

## 2 説明を聴取した事務・事業等

部名等	課・室名等	説明を聴取した事務・事業等			
		歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	補助金に関する事務
教育委員会	教育総務課	○	○	○	○
	学校教育課	○	○	○	○
	社会教育課	○	○	○	○
	文化財課	○	○	○	○
政策企画局	五輪キャンプ誘致推進課	○	○	○	○
消防	益田市消防団本部	○	○	○	○
行政委員会	選挙管理委員会事務局	○	○		
	農業委員会事務局	○	○	○	

## 第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

### 1 平成30年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
- (2) 執行率の低い要因は何か
- (3) 調定の時期及び手続きは適正か
- (4) 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか
- (5) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か

### 2 平成29年度一般会計補助事業に関する事務

- (1) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか
- (2) 補助金の算出は合理的な基準により行われているか
- (3) 補助金の交付時期は妥当であるか
- (4) 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか

(5) 補助金の効果は確認されているか

## 第6 監査の結果

監査の対象とした一般会計予算執行、収入、支出等に関する事務及び一般会計補助事業に関する事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後も関係法令、例規等を遵守し、さらに適正な事務処理に万全を期されたい。

なお、事務上の軽易な過誤等が認められたが、その都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略した。

### 1 平成30年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

#### (1) 監査対象歳入・歳出予算執行状況

監査の対象とした平成30年度一般会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日までの間）は、以下の表のとおりである（年度当初の機構改革に基づき、美都・匹見総合支所に関連する事業執行分を一部含む）。

なお、人件費は一部集計から除いている。

#### ◆ 教育総務課

##### 歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	教育使用料	2,041,000	1,772,278	1,199,310	572,968	58.8	67.7
	教育費国庫負担金	37,825,000	0	0	0	0.0	—
	教育費国庫補助金	132,705,000	42,689,000	0	42,689,000	0.0	0.0
	物品売払収入	436,000	403,008	373,488	29,520	85.7	92.7
	教育費寄附金	10,000,000	7,618,891	7,588,891	30,000	75.9	99.6
	雑入	1,657,000	1,422,628	1,419,201	3,427	85.6	99.8
	教育債	718,800,000	0	0	0	0.0	—
合 計		903,464,000	53,905,805	10,580,890	43,324,915	1.2	19.6

##### 歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	教育委員会費	2,869,000	1,965,762	1,965,762	903,238	68.5
	事務局費	18,676,000	7,675,795	7,404,283	11,000,205	41.1
	(小) 学校管理費	440,838,000	104,595,970	91,159,755	336,242,030	23.7
	(小) 学校建設費	89,847,000	51,419,297	21,543,417	38,427,703	57.2
	(中) 学校管理費	165,999,000	71,293,181	62,694,144	94,705,819	42.9
	(中) 学校建設費	482,547,000	426,617,193	219,622,993	55,929,807	88.4
	学校給食施設費	238,344,000	179,119,923	158,765,923	59,224,077	75.2
合 計		1,439,120,000	842,687,121	563,156,277	596,432,879	58.6

◆ 学校教育課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	教育費国庫補助金	2,832,000	818,000	0	818,000	0.0	0.0
	教育費委託金	5,241,000	0	0	0	0.0	—
	教育費県補助金	8,251,000	7,494,000	0	7,494,000	0.0	0.0
	教育費委託金	4,983,000	4,983,000	0	4,983,000	0.0	0.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	教育費寄附金	200,000	200,000	200,000	0	100.0	100.0
	雑入	1,488,000	54,560	54,560	0	3.7	100.0
合 計		22,996,000	13,549,560	254,560	13,295,000	1.1	1.9

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	事務局費	34,410,000	24,130,754	18,259,754	10,279,246	70.1
	(小) 学校管理費	13,574,000	5,037,476	5,037,476	8,536,524	37.1
	(小) 教育振興費	131,488,000	98,506,763	89,561,831	32,981,237	74.9
	(中) 学校管理費	9,248,000	3,816,260	3,725,540	5,431,740	41.3
	(中) 教育振興費	118,546,000	94,391,212	79,006,116	24,154,788	79.6
	社会教育総務費	1,000,000	123,020	123,020	876,980	12.3
合 計		308,266,000	226,005,485	195,713,737	82,260,515	73.3

◆ 社会教育課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	教育使用料	5,522,000	3,627,640	3,468,542	159,098	62.8	95.6
	教育手数料	1,000	0	0	0	0.0	—
	教育費県補助金	14,806,000	6,601,000	0	6,601,000	0.0	0.0
	教育費委託金	6,476,000	911,806	455,904	455,902	7.0	50.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	教育費寄附金	420,000	368,894	368,894	0	87.8	100.0
	秦佐八郎博士顕彰記念事業基金繰入金	4,595,000	0	0	0	0.0	—
	旧割元庄屋美濃地屋敷整備基金繰入金	1,296,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	4,161,000	760,175	797,215	△ 37,040	19.2	104.9
合 計		37,278,000	12,269,515	5,090,555	7,178,960	13.7	41.5

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	社会教育総務費	64,262,000	45,394,873	33,662,837	18,867,127	70.6
	市民学習センター費	18,867,000	15,844,818	11,103,286	3,022,182	84.0
	文化振興費	7,535,000	7,293,735	6,443,735	241,265	96.8
	文化施設費	56,018,000	45,543,755	35,817,716	10,474,245	81.3
	公民館費	26,129,000	21,511,449	18,177,586	4,617,551	82.3
	図書館費	78,840,000	73,265,933	54,328,451	5,574,067	92.9
	保健体育総務費	8,446,000	6,412,300	6,412,300	2,033,700	75.9
	体育施設費	74,352,000	73,667,310	54,421,438	684,690	99.1
合 計		334,449,000	288,934,173	220,367,349	45,514,827	86.4

◆ 文化財課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	教育使用料	224,000	149,600	166,700	△ 17,100	74.4	111.4
	教育費国庫補助金	9,354,000	4,600,000	0	4,600,000	0.0	0.0
	教育費県補助金	91,000	0	0	0	0.0	—
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	人麿・雪舟益田文化 のまちづくり基金繰 雑入	250,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	190,000	228,032	228,032	0	120.0	100.0
合	計	10,110,000	4,977,632	394,732	4,582,900	3.9	7.9

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	文化財費	21,034,000	17,502,746	8,839,774	3,531,254	83.2
合	計	21,034,000	17,502,746	8,839,774	3,531,254	83.2

◆ 五輪キャンプ誘致推進課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	1,772,000	0	0	0	0.0	—
合	計	1,773,000	0	0	0	0.0	—

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	企画費	26,394,000	16,834,276	16,596,676	9,559,724	63.8
合	計	26,394,000	16,834,276	16,596,676	9,559,724	63.8

◆ 益田市消防団本部

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	消防使用料	36,000	27,500	11,160	16,340	31.0	40.6
	農林水産手数料	2,000	0	0	0	0.0	—
	消防費県補助金	575,000	575,000	575,000	0	100.0	100.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	15,990,000	9,779,918	8,979,918	800,000	56.2	91.8
	消防債	45,900,000	0	0	0	0.0	—
合	計	62,504,000	10,382,418	9,566,078	816,340	15.3	92.1

歳出 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	常備消防費	717,054,000	717,054,000	700,635,000	0	100.0
	非常備消防費	78,858,000	52,906,355	52,596,518	25,951,645	67.1
	消防施設費	39,172,000	36,530,215	6,311,815	2,641,785	93.3
	水防費	2,438,000	2,203,110	1,652,150	234,890	90.4
合	計	837,522,000	808,693,680	761,195,483	28,828,320	96.6

◆ 出納室

歳入 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
						A	B
一般	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	市預金利子	10,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	92,000	1,450	1,450	0	1.6	100.0
合	計	103,000	1,450	1,450	0	1.4	100.0

歳出 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	会計管理費	7,017,000	4,475,259	4,232,443	2,541,741	63.8
合	計	7,017,000	4,475,259	4,232,443	2,541,741	63.8

◆ 選挙管理委員会事務局

歳入 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
						A	B
一般	総務費負担金	2,173,000	334,366	334,366	0	15.4	100.0
	総務費委託金	17,722,000	0	0	0	0.0	—
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
合	計	19,896,000	334,366	334,366	0	1.7	100.0

歳出 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	選挙管理委員会費	3,969,000	2,739,795	2,709,555	1,229,205	69.0
	選挙啓発費	61,000	0	0	61,000	0.0
	県知事及び県議会議員 一般選挙費	17,717,000	0	0	17,717,000	0.0
	土地改良区総代選挙費	2,173,000	334,366	334,366	1,838,634	15.4
合	計	23,920,000	3,074,161	3,043,921	20,845,839	12.9

◆ 農業委員会事務局

歳入 (単位：円・%)

会計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
						A	B
一般	農林水産業費県補助金	10,415,000	5,838,000	0	5,838,000	0.0	0.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	427,000	403,600	403,600	0	94.5	100.0
合	計	10,843,000	6,241,600	403,600	5,838,000	3.7	6.5



歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
一般	農業委員会費	23,703,000	12,233,301	11,544,801	11,469,699	51.6
合 計		23,703,000	12,233,301	11,544,801	11,469,699	51.6

◆ 公平委員会事務局

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
一般	公平委員会費	678,000	499,270	499,270	178,730	73.6
合 計		678,000	499,270	499,270	178,730	73.6

◆ 監査委員事務局

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
一般	監査委員費	1,961,000	1,364,212	1,364,212	596,788	69.6
合 計		1,961,000	1,364,212	1,364,212	596,788	69.6

(2) 監査重点項目の状況

ア 各課等が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表に基づく節別執行状況等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、課別の事業数及び職員からの説明聴取を行った事業数は、以下の表のとおりである。

課名等	歳 入				歳 出			
	事 業 数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事 業 数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
教育総務課	19	0	19	0	34	0	34	0
学校教育課	23	0	23	0	44	0	44	0
社会教育課	9	0	9	0	46	0	46	0
文化財課	6	0	6	0	6	0	6	0
五輪キャンプ誘致推進課	2	0	2	0	2	0	2	0
益田市消防団本部	6	0	6	0	25	0	25	0
出納室	3	0	0	0	1	0	0	0
選挙管理委員会事務局	4	0	4	0	4	0	4	0
農業委員会事務局	6	0	6	0	7	0	7	0
公平委員会事務局	0	0	0	0	3	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0	3	0	0	0
事業数計	78	0	75	0	175	0	168	0

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について、関係書類等を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

(3) 要望事項

予算執行状況については3/四半期終了時点（12月末）の実績を基に監査を行ったが、時期的に考えて執行率が低いものや、全く執行されていないものがある。件数については年度により増減があるものの、こうした例は毎年のように散見される。

これらについては、監査時には既に執行済となっているもの、年度末に執行することが決まっているもの、また年度末でないと執行出来ないものがほとんどであるが、やや計画性を欠くのではないかと思われるものも一部存在している。年度末に支払いが集中することによる弊害も十分考慮し、計画的な執行を望むものである。

参考

地方自治法

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

- 第一百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。
- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
  - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
  - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第四百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

- 第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。
- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

## 益田市財務規則

第16条 部課長等は、主管の予算に係る予算執行計画書を作成し、指定された期日までに財政主管課長に提出しなければならない。

2 財政主管課長は、前項により提出された予算執行計画書について必要と認めるときは、部課長等の意見を聴いて予算執行計画を調整し、市長の決定を受けるものとする。

### 請求書に必要とされる要件（出納事務運用マニュアル一部抜粋）

支払いは請求書に基づき行うのが原則です。（財務規則第46条）

請求書は正当な債権者であるかどうかを確認するため、次の事項の記載が必要です。

・請求の文言 ・請求金額 ・請求年月日 ・債権者の住所 ・代表者氏名及び印鑑 ・内訳

※この要件に不備がある請求書は、受理しないことが適当です。

## 2 平成29年度一般会計補助事業に関する事務

### (1) 監査対象補助事業

監査の対象とした平成29年度一般会計補助事業は、次表のとおりである。

部名等	課・室名等	番号	補助金名称	説明聴取
教育委員会	教育総務課	1	学校再編対策協議会補助金	○
		2	道川小学校閉校記念事業補助金	○
		3	西南中学校閉校記念事業補助金	○
		4	益田市学校給食会運営補助金	○
		5	益田市美都地域学校給食地産地消推進補助金	○
	学校教育課	6	益田市小中学校校長会補助金	○
		7	益田市学校教育研究会補助金 「学校教育専門部研究会補助金」	○
		8	益田市学校教育研究会補助金 「学校保健会補助金」	○
		9	益田市学校教育研究会補助金 「特別支援教育研究会補助金」	○
		10	益田市学校医会補助金 「益田市医師会学校医部会補助金」	○
		11	益田市学校医会補助金 「益田市学校歯科医会補助金」	○
		12	益田市学校医会補助金 「益田市学校薬剤師会補助金」	○
		13	益田市小学校体育連盟補助金	○
		14	益田市中学校体育連盟補助金	○
		15	遠距離通学費補助金（小学校）	○
		16	遠距離通学費補助金（中学校）	○

部名等	課・室名等	番号	補助金名称	説明聴取
教育委員会	社会教育課	17	婦人会補助金	○
		18	子ども関連社会教育団体補助金	○
		19	益田市すくすく子育て支援事業補助金	○
		20	ふるさと教育推進事業補助金	○
		21	夢と未来創造事業費補助金	○
		22	益田歴史フェスティバル事業費補助金	○
		23	益田市文化協会事業補助金	○
		24	人麿の里全国かるた競技益田大会開催補助金	○
		25	公民館活動補助金	○
		26	小集落公民館施設整備費補助金	○
		27	浜田・益田間駅伝競走大会開催補助金	○
		28	益田市駅伝競走大会等開催補助金	○
		29	益田市体育協会補助金	○
教育委員会	文化財課	30	文化財管理費補助金	○
		31	伝統芸能伝承者養成費補助金	○
		32	文化財保存事業費補助金	○
政策企画局	五輪キャンプ誘致推進課	33	平成29年度 東京オリンピック・パラリンピック キャンプ誘致事業費補助金	○
消防	益田市消防団本部	34	分団活動費等補助金	○
		35	消防団活性化推進共助会補助金	○
		36	婦人防火クラブ補助金	○
		37	日本水難救済会益田救難所補助金	○

※補助金名称は、提出のあった監査資料からそのまま転記した。

## (2) 監査重点項目の状況

補助金交付要綱、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、補助事業等着手・完了届、補助事業等実績報告書、補助金等確定通知書、支出負担行為書等について、関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## (3) 要望事項

各補助金の交付要綱の整備については、以前からの懸案事項であり、今回の監査の中でも整備が進みつつあることは認識できたが、課によって進捗状況にばらつきがある。改めてすべての関係部署に速やかな対応を要望したい。

一部の補助金交付において、補助金項目と実績報告書の項目が一致していないもの・実績報告書の内訳が曖昧なもの・添付書類がわかりにくいものが見受けられたので、それらについては改善されたい。また、補助金よりも交付金として交付した方がよいと思われる事例があった。今後、交付金化することも視野に検討されたい。

補助金については、基本的に年度繰越をしない方が望ましいと考えるが、数件の事例が見受けられた。また、一例ではあるが、交付額以上の繰越金があり、毎年増加傾向となっているものがあったので、今後、事業の内容等を検討されたい。補助金の減額または廃止も含め、再考されたい。

参考

## 1 補助金の定義

地方自治法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定し、地方公共団体が補助金の交付をする法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政事例（昭和28年6月29日 自行行発第186号）で「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

## 2 補助金の支出方法

地方公共団体が補助金を支出するにあたっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続を明確にすることが求められている。

本市では、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第20条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、各課が個別の要綱等で定めることとなる。

平成30年度定期監査報告書

平成31年3月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所分庁舎

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp